



遺言について 一 遺言の種類と書式

1 遺言については、過去にこの稿の中で何回か触れました。公正証書遺言について、遺言と遺留分について、遺言と相続登記の可否について、遺言書の作成者は誰かなど断続的に触れました。これから何回か遺言について申し上げたいと思います(重複があるかもしれませんが)。

2 今回は、**遺言の種類**についてです。

実は、民法(以下「法」と略称するか条の番号だけ §=条)は多くの種類の遺言の方式を定めています。実生活の中では縁がなかったり必要としない方式もあります。人間何があるかわかりません。立法者は考えられるかぎりの場合を想定して遺言の方式を定めています。

3 普通方式

- ・自筆証書遺言 (§ 968)
- ・公正証書遺言 (§ 969)
- ・秘密証書遺言 (§ 970)

特別方式A

- ・危急時遺言 — 一般危急時遺言 (§ 976)
- 船舶遭難者遺言 (§ 979)

特別方式B

- ・隔絶地遺言 — 伝染病隔離者遺言 (§ 977)
- 在船者遺言 (§ 978)

4 以下、遺言の方式や遺言の効力、遺言書の検認などについて順次申し上げます。「特別方式による遺言」はめったに遭遇するのではないでしょう(だから紙面を割くことはいかがかという意見もありましょう。知識または「雑学」として知るのも知的興味の「満足」にとどまるか)。そして、「特別方式による遺言」は条文をそのまま紹介するだけになるかもしれません。

私の経験を申し上げるならば、伝染病でなく入院中で臨終が近い患者に、前に公正証書でした遺

言を取り消して新しい遺言がしたいので至急来てほしいと頼まれたことがありました(医師・看護師からの連絡)。病院へ駆けつけたときは意識がなく間に合いませんでしたが、六法全書を持って病院へかけつけたものでした。

5 まず、遺言の一般的な大原則は、日付を異にする遺言書が複数通存在する(発見された)場合、日付が最も遅い(新しい)日付の遺言書がそれより前の日付の遺言書(による遺言)を取り消したものとされることです。最新の遺言書に、例えば、「前にした何年何月何日付の遺言を取り消す。」とか「本遺言書以前になしたあらゆる遺言を取り消す。」と明記しなくても、当然のごとくそれより古い日付の遺言は最新の日付の遺言により取り消されたものとされます (§ 1022、1023)。

6 したがって、遺言書に日付の記載は極めて重要です。日付の記載ない遺言書(自筆証書遺言書)はそれだけで無効とされます(平成**年**月吉日でもいけない)。

7 遺言の対象事項

遺言したことが法的効力(法的拘束力)を有する事項、すなわち遺言された側が法的にきかなければならない事項は民法に限定的に定められています。追いつつ説明することになりましょう。

8 例えば、通夜・告別式をするな、勲章をもらうな、供花・香典はもらうな、家族は仲良く暮らせなどというようなことは、仮に公正証書で遺言したとしても遺族を「法的」に拘束することはできません。遺族が故人の意志(意思)を尊重することを期待するのみです。土葬にせよとか遺体を野に捨てよなど今の我が国で認められていない処置(違法な処置)は一層認められません。

9 次号から、遺言(遺言書)の種類ごとに法的に申し上げます。